〔翻 訳〕

M. コヴァレフスキー

『共同体的土地所有, その解体の 原因, 経過および結果』序文

〔訳〕青 柳 和 身

〔解 説〕

マクシム・コヴァレフスキーは、1877年のアメ リカ旅行で持ち帰ったモルガン『古代社会』 (1877年) を、旅の帰途にロンドンを訪れてマル クスに紹介し、1879年の8月末から9月のはじ めに再びマルクスを訪問し, 自著『共同体的土地 所有, その解体の原因, 経過および結果』(1879) 年)を献呈したが1)、この2書は晩年マルクスの 共同体と原始社会の研究に決定的な影響を与える ことになった。マルクスはコヴァレフスキーの著 作を受け取ると、1879年10月から翌年10月に かけて原文ロシア語の著作にかんする詳細なノー トを作成した2)。その後マルクスは1881年5月 から 1882 年 2 月にかけてモルガン『古代社会』 のノートを作成するとともに、1881年3月には 「ヴェ・イ・ザスーリッチへの手紙」およびその下 書きを執筆した3)。この「手紙」の下書きは、マ ルクスの共同体や原始社会にかんする認識だけで なく, 本源的蓄積の問題と関連して同時代の 西ヨーロッパやロシアの現状にかんするマルクス の認識やそれと関連した『資本論』や生産様式に かんする理解をめぐる様々な解釈と論争をまき 起こしたことは周知の通りである。エンゲルス は、1883年のマルクス死後、1884年にマルクス が遺した『古代社会』ノートをもとに、いわば遺 言の執行として『家族, 私有財産および国家の起

原 ルイス・H・モーガンの研究に関連して』の初 版を執筆し、1891年には初版を大幅に増補した 第4版を執筆した。その際コヴァレフスキーの 1890年の著作『家族および財産の進化概説』(原 著フランス語)を,旧世界における母系から父系 への家族進化の仮説を提示したものとして高く評 価しつつ導入した4)。このエンゲルスの評価とも 関連して, 晩年マルクスの歴史認識に影響を与え たコヴァレフスキーとモルガンの著作にかんする 評価として, コヴァレフスキーの影響をより決定 的と見る見解とモルガンの影響をより決定的と見 る見解とが存在している5)。いずれにせよコヴァ レフスキーの著作は晩年マルクスの歴史認識を検 討する場合に不可欠な作品であるが, この著作は 邦訳されておらず、ただマルクスのコヴァレフス キー著作のノートを通じて知りうるのみである。

この著作の序文と序章はマルクスのノートには 含まれず、西インドや東インドおよびアルジェリ アの共同体的土地所有を検討した第1章から第9章のみが詳細にノートされている。しかし序文で は、コヴァレフスキーの知己でもあり、研究上の 指導者でもあったヘンリ・メーンとのかかわりや、 自己の研究の方法論などが率直に語られており、 著作自体を理解するために不可欠な内容が含まれ ている。メーンにはインドを中心とした土地所有 制度史の研究があるが、マルクスはメーンの『初 期制度史講義』(1875年)のノートを1881年夏に 作成し、メーンをモルガンと比較しつつ手厳しく 批判している。その点を考慮すれば、『古代社会』 検討後のマルクスが、メーンの影響を受けたコヴァレフスキーの著作をどのように評価すること になったかという問題は、改めて検討すべき問題 となっていると言えよう。本稿で序文の翻訳を試 みたのは、コヴァレフスキーの著作の理解にとっ て序文がきわめて重要であるだけでなく、晩年マ ルクスの歴史認識の理解にとっても不可欠である と判断したからである。

序文翻訳の前に、インターネットから入手可能 なコヴァレフスキーの略歴を翻訳紹介し、その後 序文自体の翻訳を行おう。

[略 歴]6)

マクシム・マクシモビッチ・コヴァレフスキー [1851-1916年] は優れたロシアの学者であり、法 律家および社会活動家である。1851年にハリコ フ県の貴族の家柄に生まれた。高等教育をハリコ フ大学で受け、D.I.カチェノフスキーの指導の 下にイギリス国家制度史の研究を始めた。研究活 動を国外でも続け、ロンドンではメーンやブレイ スやマルクスと親しく交際した。1877年にはモ スクワ大学の国家法と比較法制史の助教授に, そ の後教授に選任され、デリャノフ大臣によって解 職させられた 1887 年までその職に従事した。 そ の後国外に居住しつつ, ストクホルムやロンドン やパリのロシア学校で講義を行った。1906年に ロシアに帰国した後、ペトログラード政治学院と ペトログラード大学の教授に選任され、その後ペ トログラード高等女学院,精神病理専門学院およ び教育アカデミーの教授に選任された。1906年 にコヴァレフスキーはハリコフ県から第一国会議 員に選出され、1907年から科学アカデミーとロ シアの諸大学の成員の選出にかんする国家会議の メンバーの一人となった。同時にペトログラード 法律協会と自由経済協会の会長,「ミール (平 和)」協会ペトログラード支部長,科学アカデ ミーの通信会員となり、1914年にはその正会 員,倫理学科・政治学科専攻のフランスの学院の 通信員,国際社会学会メンバー(一時その会長に 就任), イギリス学術協会の通信員・会員に選任 された。コヴァレフスキーの多数の学術書は、一部はロシアで、一部は外国で印刷されたが、それらは著者の学問的関心の広大さ、巨大な学識、思想の自立性および構想力を実証している。コヴァレフスキーは広い事実知識をもって、法の一般理論および社会学に関連した諸問題とともに政治制度の歴史や社会経済生活の歴史にもとづいて、原始的諸民族の法の歴史に関連した問題を研究しているが、それは比較史的方法の諸資料を広範に利用しつつ行われている。

〔翻 訳〕7)

序 文

わが国では共同体的土地所有にかんして多くのことが書かれ、あらゆる時期にそれにたいする多くの賛否の見解が語られている。またその例外的特質あるいはスラブ世界にとって全く知られざるものというような相互に矛盾した多くの議論も広まっている。この問題をむしかえすこと以外には何もすることはないように思われる。さもないと他の論者によって語られていることをくりかえすか、共同体にたいする擁護または攻撃になるか、また共同体におけるロシア精神の固有の発現を発見するか、あるいは共同体の形成にたいしてシア精神は全く無関係であることを証明するということに無意識のうちに陥ることになるが、それらの論述は、すべての人々とさらにこの本の著者自身をひどくうんざりさせるだけであるからである。

このような問題があるにもかかわらず、著者である私は、多くの西欧主義者やスラブ主義者あるいは現在の社会制度の擁護者や反対者が以前に十分検討した問題と同じ古い問題に全巻をあてるという何らかの理由をはたしてもっているであろうか。著者である私自身が、共同体的土地所有の問題自体、これまで、とくにわが国ロシアでは誤った土台の上に設定されていたと自覚していなかったとしたら、またその問題を、感情の領域から肯定的な学問領域へある程度転換できるという期待をもっていなかったとしたら、また共同体的土地

所有の発展過程の比較史的研究という方法によってのみ、集団的土地所有形態の全地域的消滅にかんする原因と結果を解明することが可能になるということにたいする深い確信がなかったとしたら、より興味深い問題ではあるがあまり研究されていないような何らかの問題を研究することに時間をかけることを選んだであろう。

あらゆる社会学的問題に共通する運命と同様に、現在検討している問題は、長期にわたって神学的または形而上学的解決以外の解決法を見出してこなかった。神すなわち造物主がすべての土地を所有しており、それゆえ現存世界を所有しているので、天帝に選ばれた人への神による土地の分与が存在する——この思想は、もっぱらイスラム教神学のみの思想であると誤って考えるようになったが、キリスト教を含むあらゆる種類の宗教制度にも存在する思想である。教父やスコラ派政治学者の著作、とくにエギディー・コロンナの著作はその明白な証拠である*。

*『法律学雑誌』1879年2月号所収の拙稿参照。

政治の世俗化に伴って、社会問題一般、とくに私的所有の発生の問題にかんする神学的解決は、形而上学的解決に席を譲りつつある。一方ではアリストテレスおよびルソーやプルードンを含むアリストテレス的観念に賛同したすべての法律家や政治学者および、他方では、ロックや経済学者達は、若干の特殊な現象の恣意的一般化によって、所有の原因を、前者は強制的占有、後者は労働とに、前述の解決においても、誤りは、非現実的諸事実にもとづいた理論的根拠によってではなく、これらの諸事実に、世界的現象の根源的かつ唯一の原因とすることによって、諸事実には全く適合しないような意義が与えられたことにある。

結局,実証的な学問が,われわれが検討している問題の解決をもたらしつつある。さまざまな地域において相互に独立して行われている専門的研究は,土地における私的所有の相対的に遅い発生という結論を導いているが,その発生は,不動産の集団的形態の解体,すなわち氏族共同体的所有の解体,およびそれと比較して最も遅い農村共同体と家族共同体の解体を通じて行われたが,その

場合,労働原理や占有や収奪は,太古的共産主義の漸次的解体の世界的出現にとって二次的要因以上のものではないということも明らかにされている。

まだ現代まで存続している社会科学の専門化の 過程は、とくにわれわれが検討している問題の研 究にも影響を及ぼしている。あらゆるところに存 在していると考えられた共同体的所有の崩壊とい う世界的現象は、個別的事実という認識の段階に とどまっているが、その事実は、あれこれの民族 の範囲を越えないものであり、それゆえその民族 固有の心理的特質として容易に説明できるもので ある。「民族精神」の法的制度への関係における 創造的役割にかんする学説は、土地所有形態の継 承問題に対して最も大きく適用された。ドイツ歴 史学派は、それを初期的形態として提起したが、 外国、とくにドイツの影響にたいし最も敵対的な ロシアのロマン主義的スラブ主義者の学派の中に 信奉者を見出した。

ドイツにおいて, 物権制度をあれこれの民族の 心理的特質によるものとする偏向した説明原理が 最初に基礎づけられたとすれば, このような傾向 にたいする最初の決定的な反対意見はまさにドイ ツに起こることになった。われわれが現在検討し ている問題を, その問題にとって完全に恣意的で 危険な専門化という検討方法からはまだ出てはい ないが、偉大なマウラーは自己の労作の中で、民 族の社会的発展段階と土地所有のあれこれの形態 との相互関係を示したという点でその実証的な解 決の道を開いた。彼によって始められた学派は, アーリア語族のすべての民族に対するマウラーの 基本的見解が適用可能であることをしだいに証明 したが, さらにラベルの優れた集成的研究は, 集 団的土地所有の消滅原因について説明していない が、それにもかかわらず、アーリア諸民族の多様 な部族に、過去の一定の時期または現在において さえ,集団的土地所有の存在を見出している。

かくして私的土地所有の発生にかんする問題 は、比較史的方法の広範な利用の結果、専門化的 解決という方法からしだいに出るようになった。

共同体的所有から私的所有の発生にかんして最初にマウラーによって述べられた仮説を確証し,

この世界的現象の発生の原因とそれによってもたらされた結果を科学的に解明することに貢献することもむだではないとわれわれは考えた。

この課題のためには、われわれの作業の専門化 過程の初期段階に立ち戻ることが不可欠となっ た。われわれは、これまで土地所有関係の研究者 によって比較史的研究の中には含められていな かった諸国の私的所有発展の原因, 経過および結 果にかんする具体的諸課題を設定しなければなら なかった。一方では,メキシコとペルー,アル ジェリアとインド,他方ではスイスとゲルマンの 一部地域がもっぱらわれわれの関心を引く地域と なったが、前者の場合、それらの地域では、土地 所有の太古的形態が今まで維持され続け、土地の 私的所有の発展がわれわれの眼前でまだ進行しつ つあり、後者の場合、すでに死滅した形態の遺物 として, 土地所有の原初的組織を解明するような 遺物が豊富であるからである。ロンドンとパリの 行政資料が豊富にある図書館での長期の作業のお かげで、とくに貴重な伝記資料やインド管理局の 役人のみが利用できる行政的通信を直接読んだお かげで,現代の植民地的土地所有形態のみならず その発生と発展の歴史についても,ある程度詳細 な知識を得ることができた。

著作の後半は、われわれの側に一層大きな努力 を要させるものであった。地方行政区立法の残存 記録についての検討では、すぐに不十分であるこ とがわかった。地方の共同体の秩序,すなわち郷 と村の取り決めの収集が必要になったが、これは またこれで,再三の出張と広範な文書通信が必要 になった。民衆の法的慣習の収集という困難で危 険な活動による熱心な援助を著者に示してくれた 人々は,地方の研究者達と現場の活動家達であっ た。彼らのうちの多くの人々や,たとえば,グラ ルス在住の民衆詩人フォーゲリやシュタンツ在住 の弁護士デシュバンデンは、著者にとって関心の ある問題の地方的文書資料局を自宅に設立するこ とを提案した。シュビッツ,ウラ,ウンテルヴァ リデン, リュツェルン, ツーグ, チューリッヒ, グラルス,アッペンツェリ,グラウビュンデンそ の他の地方行政区の個々の共同体あてに, 共同体 法にかんする送付の依頼および現存する共同体的 利用方法にかんする質問項目が送られた。その次 に、地方行政機関は地区と共同体の管理について の地域内のすべての法律にかんする報告要請が送 られた。好意的な回答は遅れずにもたらされた。 しかし回答の決定的な拒否は森林地方の行政区の 若干の共同体が行ったが、それは、共同体が邪推 したような連邦政府の管理を受けずに, 内部秩序 の維持を熱望していたからであった。学術問題に 奉仕する各方面から寄せられたこのような協力の おかげで、著者は、現在、共同体地の共同利用方 法を規制する 200 近い共同体法を入手した。この 資料は、著者にとって、リュツェルン、チューリ ヒ、エイゼンデリン修道院の図書館の豊富な資料 をしだいに補足するものとなっているが、これら の図書館も他国の専門家にたいし、喜んで自由な 利用の道を開いてくれたのである。

自分の研究分野をしだいに広げながら、この本 の著者〔私〕は、ドイツやイギリスやフランスに おける土地所有の発展過程についてのドイツや イギリスやフランスの歴史家と法律家の学説に ついて新たな再検討を行うことが可能であると考 えた。最近出版された古文書資料集に示された 資料, また地方の地主裁判調書, 地主領地台帳 (teriers) の目録、農民の義務的貢納の謄本すな わちいわゆるクストゥマリー (kustumarii)8)等 の諸法令のある公文書館における資料の研究に よって示されている全く新しい大量の資料を使用 して, 著者〔私〕は東方のみならず西方の集団的 土地所有形態の漸次的解体の比較史の概論的検討 を行うことを予定している。メーンの著作のタイ トル『東方と西方における農村共同体』を知って いるすべての人々は、著者〔私〕が追究した課題 が現代の歴史家の中で最も才能あるこの歴史家の 貢献とされている研究課題と同一の性格のもので あることを認めるであろう。著者自身として読者 に隠さずに述べておきたいことは,土地所有の発 展過程の比較史的研究という考え方自体は,メー ンの直接の影響の下で,彼自身の考えから生まれ たものであり、その影響はメーンの著作の検討に よるだけではなく,直接の対話によるものでも あったということである。同時に,いくつかの基 礎的見解は共通しているが,共同体的土地所有形

態の解体に対する人為的原因の影響の問題にかん しては、著者[私]は『農村共同体』の著者とは根 本的に異なった見解をもっていると考えている。 多くの点で著者 [私] の指導教員としての役割を 果たした人物にたいし。著者〔私〕が行わざるを えなかった主要な批判点は、ヨーロッパ諸国にし だいに支配された民族, わけてもインド人の中で の共同体的土地所有の解体過程への作用をもたら したヨーロッパ諸国家の土地政策の役割をメーン が完全に無視していることである。この本質的相 違と並んで、著者[私] はもう一つのことを指摘 することが正当であると考えている。メーンの著 作は問題の解決というよりは、問題の提起が中心 的目的である。この課題提起は,著者 [私] の課 題提起よりも広いので,この著作では、課題をよ り狭めることによって、事実関係の中で、より詳 細な課題検討が可能になると期待している。

もう一つの個人的コメントを行いたい。課題の あらゆる限定を行ったにもかかわらず, 課題の広 大さのため、著者 [私] は、個々の思想のより詳 細な発展を場合によっては示しうるようなあらゆ る種類の部分的叙述を断念せざるをえなかった。 課題の広大さのため、著者 [私] は、わずかの例 示のみにとどめた場合が少なくなく, 引用をわず かしか行わず, 叙述自体の要約にとどめざるをえ なかった。著者〔私〕に再三指摘されたこの欠陥 は、この著作の理解をより困難にする可能性もあ るが、それにもかかわらず、大部の著作を大量に 執筆している現代では、著作の量をある程度制限 することは, 読者に時間的節約の可能性を与える ことによって、多分、著者の責任を問われること にはならないであろうと著者〔私〕が考えてもよ いのではなかろうか。

諸植民地における土地所有形態の研究を著作全体で取り上げているこの著作の第1部の出版に際して⁹⁾、インド問題中央管理局(Indian office)が、きわめて貴重であり、その援助がなければ入手できない何巻もの資料を迅速に提出してくれた御厚意に対して、著者[私]は感謝の念をもって振り返っていることを述べておきたい。またインド問題中央管理局の司書であるロス氏、および長い個人的知己であり、仕事の共通性や研究方向の

同一性によって著者 [私] と交際があるヘンリ・メーン卿にたいし、著者 [私] は、特別な謝意をもって敬意の念を表しておきたいと思う。

マクシム・コヴァレフスキー

モスクワ

1879年6月15日

〔訳注〕

- 1) 和田春樹 1975 『マルクス・エンゲルスと革命 ロシア』 勁草書房, 138。
- 2) 「コヴァレフスキー『共同体的土地所有, その解体の原因, 経過および結果』摘要」『マルクス =エンゲルス全集』補巻4, 大月書店。
- 3) 『マルクス=エンゲルス全集』第19巻,大月書店,238-239,386-409。「手紙」執筆の1881年3月にはマルクスは『古代社会』を読んでいたが,ノートの作成は5月以降になった。布村一夫1980『原始共同体研究』未来社,383-384参照。
- 4) 『マルクス=エンゲルス全集』第21巻,大月書店,61-62。
- 5) 前者の見解は、福冨正美 1970『共同体論争と所有の原理』未来社が代表的であるが、同様の見解は旧ソビエト・ロシアの N.B. テルーアコピャンなどにも見られる(福冨正美 1969『アジア的生産様式の復活』未来社、84)。後者の見解は布村1980 が代表的である。なおコヴァレフスキーの共同体研究とマルクスの歴史認識とのかかわりについては、和田 1975、138-151 参照。
- 6) «Русский биографический словарь» (http://www.rulex.ru/01110034.htm), «Большая советская энциклопедия» (slovari.yandex.ru/~книги/БСЭ/Ковалевский Максим), 布村 1980, 376 より。
- 7) М. М. Ковалевский. «Общинное землевладение, причины, ход и последствия его разложения». Frankfurt/New York, 1977, стр. I–VII. 序文の翻 訳に当っては、浜松市在住のブレンコワ・アリビナさんに協力していただいた。記して感謝したい。
- 8) この語の訳語は不明。
- 9) この著作は同名の著作の第1部として出版された。この序文は未公刊の第2部を含む著作全体の序文となっている。